資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会（令和５年度第１回）

日時：令和５年７月 27 日（木）13 時 30 分 ～ 15 時
場所：オンライン開催

次　第

１　開会

２　報告

（１） 資料デジタル化の進捗状況
（２） 補正予算による資料デジタル化等の実施について
（３） 視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の複写の実施状況
（４） 図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況
（５） 個人向けデジタル化資料送信サービスの実施状況
（６） 図書館向けデジタル化資料送信サービスに係る除外手続について

３　その他

４　閉会

配付資料

資料１　令和５年度資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会名簿
資料２　資料デジタル化の進捗状況
資料３　補正予算による資料デジタル化等の実施について
資料４　視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の複写の実施状況
資料５　図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況
資料６　個人向けデジタル化資料送信サービスの実施状況
資料７　図書館向けデジタル化資料送信サービスに係る除外手続について

参考資料１　資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会　第一次合意事項
参考資料２　国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項
参考資料３　国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書
参考資料４　関連法規
参考資料５　資料デジタル化基本計画 2021-2025
参考資料６　国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画 2021-2025
参考資料７　デジタル化資料の送信対象からの除外手続の見直しについて

資料１

令和５年度資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会名簿

（令和５年４月現在）

石島　寿道	学術著作権協会事務局長
壹貫田　剛史	日本写真著作権協会常務理事
井村　寿人	日本書籍出版協会副理事長、勁草書房代表取締役社長
植木　康夫	日本新聞協会新聞著作権小委員会委員長、読売新聞グループ本社社長室専任部長
小池　信彦	日本図書館協会著作権委員会委員長、調布市立図書館主査
佐々木　隆一	日本楽譜出版協会会長、モバイルブック・ジェーピー取締役相談役
佐藤　康之	国公私立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会委員、慶應義塾大学三田メディアセンター事務長
鈴木　みそ	日本漫画家協会常務理事
竹内　渉	地図調製技術協会著作権対応特別委員、昭文社ホールディングス広報・コミュニケーション担当
田中　延広	全国公共図書館協議会事務局参与、東京都立中央図書館サービス部長
中島　千波	日本美術家連盟常任理事・画家
長谷部　不止志	日本雑誌協会著作権委員会副委員長、講談社編集総務局次長兼知財・契約管理部長
樋口　清一	日本書籍出版協会専務理事
平井　彰司	日本文藝家協会事務局長
眞鍋　礼孝	デジタル出版者連盟専務理事兼事務局長
脇澤　一弘	日本音楽著作権協会業務本部複製部長
涌井　陽一	日本美術著作権連合理事、日本出版美術家連盟理事

（敬称略・五十音順）

オブザーバー

日本出版インフラセンター
日本出版者協議会
文化庁著作権課

立松　真希子	国立国会図書館利用者サービス部副部長サービス企画課長事務取扱
伊東　敦子	国立国会図書館電子情報部電子情報企画課長
大島　康作	国立国会図書館電子情報部電子情報流通課長

資料 2

資料デジタル化の進捗状況

前回の協議会以降の資料デジタル化の状況について、以下のとおり報告する。

1　デジタル化資料の製作（令和 4 年度実績）

(1) 委託作業によるデジタル化

① 図書　約 302,000 冊、約 4,550 万コマ[1]
② 雑誌　約 9,900 冊、約 72 万コマ[1]
③ 博士論文　約 6,100 冊、約 53 万コマ[1]
④ 帝国議会資料　約 1,000 冊、約 20 万コマ[1]
⑤ 児童書　約 15,500 冊、約 132 万コマ
⑥ 新聞（マイクロ資料）　約 29,700 冊、約 13 万コマ
⑦ 新聞（原紙）　約 2,400 冊、約 6,000 コマ
⑧ 地図　約 460 点、約 2,300 コマ
⑨ 古典籍資料（マイクロ資料）　約 2,400 冊、約 2.7 万コマ
⑩ 古典籍資料（原資料）　約 800 冊、約 8.3 万コマ
⑪ 憲政資料　約 2,000 冊、約 2 万コマ
⑫ カセットテープ及び付属資料　約 420 点（約 610 巻）、約 1.4 万コマ
⑬ 相続税財産評価基準書（マイクロ資料）　約 220 冊、15 万コマ

(2) 館内設備による内製

① 図書・雑誌等　約 13,700 冊、約 89.1 万コマ
② VHS ビデオテープ　映像約 2,000 タイトル

(3) パッケージ系電子出版物のマイグレーション[2]

① USB メモリ　47 点
② MO　5 点
③ 書換形 CD・DVD　24 点
④ 追記形・再生専用形 CD・DVD　140 点
⑤ フロッピーディスク　418 点
⑥ MD　2 点

---

[1] 令和 4 年度第 2 回協議会で報告済み。
[2] マイグレーション（媒体変換）の保存対策を実施した原資料の数。

2　デジタル化資料の提供数（追加分）

公開日	資料種別	公開点数 （）はインターネット公開点数で内数
令和5年3月31日	図書	約90,000点（約400点）
	雑誌	約2,000点（－）
	博士論文	約6,000点（－）
令和5年5月31日	図書	約8,600点（約300点）
	古典籍資料	約800点（約800点）
	地図	約400点（－）
	憲政資料	約2,500点（約2,400点）
	日本占領関係資料	約2,700点（約2,700点）
	日系移民関係資料	約5,300点（－）
	プランゲ文庫	約700点（－）
	特殊デジタルコレクション	約100点（－）
令和5年6月28日	新聞	約75,700点（－）
	日本占領関係資料	約9,100点（約9,100点）
	他機関デジタル化資料	約1,600点（－）

3　デジタル化資料の提供状況（累積）

別紙のとおり。

（別紙）

デジタル化資料の提供状況 （令和5(2023)年6月）

（単位：冊（点））

サービス名称	国立国会図書館デジタルコレクション			
提供種別	インターネット提供	図書館・個人送信	館内限定提供	計
資料種別				
図書	361,583	846,096	377,594	1,585,273
雑誌	16,973	818,645	523,658	1,359,276
古典籍	82,948	17,234	7	100,189
博士論文	14,691	137,626	16,948	169,265
新聞			75,743	75,743
官報	20,980			20,980
憲政資料	13,250		1,894	15,144
脚本	7		3,149	3,156
手稿譜			297	297
録音資料			1,624	1,624
映像資料			8,621	8,621
特殊デジタルコレクション	197	60	99	356
地図	41		1,665	1,706
日系移民関係資料	9	265	4,076	4,350

注）提供数は著作権処理等により日々更新されている。表には、令和5年6月30日時点の公開済み分を示した。館内限定の図書377,594冊のうち約300,000冊が、令和3年度補正予算（第1号）によりデジタル化を実施し、令和5年2月3日、2月28日、3月31日及び5月31日に公開したもの。

参考1：他機関所蔵資料のデジタル化資料

（単位：冊（点））

サービス名称	国立国会図書館デジタルコレクション			
提供種別	インターネット提供	図書館・個人送信	館内限定提供	計
資料種別				
石巻日日新聞	7			7
日本占領関係資料	82,559		14,195	96,754
プランゲ文庫		17,689	26,837	44,526
歴史的音源	6,005		42,727	48,732
科学映像			313	313
東京大学附属図書館デジタル化資料		10	1	11
愛・地球博	17		312	329
内務省検閲発禁図書	300	1,024	3	1,327
五所川原市立図書館			254	254
府中市立図書館			51	51
岡山県立図書館			1,796	1,796

参考2：提供しているデジタル化資料の総数

（単位：冊（点））

	インターネット提供	図書館・個人送信	館内限定提供	計
合計	599,567	1,838,649	1,100,068	3,538,284

注）シリーズ等の複数巻号を取りまとめる上位書誌を含む。

資料３

補正予算による資料デジタル化等の実施について

１　概要

国立国会図書館では、図書館資料の保存と利用の両立を図るため、所蔵する国内刊行図書等のデジタル化に取り組んできたところであるが、今般のコロナ禍の状況下で、来館せずに利用ができるデジタルコンテンツへのニーズが高まっている。国のデジタル情報基盤の拡充に向けて、当館が所蔵する国内刊行図書のデジタル化を一層推進することを当館のビジョン[1]にも掲げて、取り組んでいる。

２　令和４年度補正予算（第２号）での実施事項

令和４年度補正予算（第２号）に基づき、次の事業を実施している[2]。

（１）図書資料のデジタル化

「資料デジタル化基本計画 2021-2025」（令和３年３月策定）[3]に基づき、1988（昭和 63）年から 1995（平成７）年までに整理した国内刊行図書（社会科学・人文科学・自然科学の各分野）、約 40 万冊[4]のデジタル化を行う。

デジタル化が完了した資料については、一部[5]を除き関西館への移送を行う。

（２）図書付録等のデジタルデータ抽出

「国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画 2021-2025」（令和３年３月策定）[6] に基づき、2000（平成 12）年までに刊行された図書組み合わせ資料[7]の付録であるデジタル形式の資料（CD、CD-R/RW、CD-ROM、DVD 等。以下同。）及び電子資料（パッケージ系電子出版物のうち、デジタル形式の資料）、合計約 1.5 万枚を主な対象とし、デジタルデータの抽出を行っている。録音資料、映像資料の一部についても試行的に対象とする。

また、コピーガード等が施されている光ディスクについて、当館が内製でデータを抽出するための装置（マイグレーションシステム）について、技術調査の結果を踏まえた開発を行う。

なお、抽出したデータの利用方法については、今後、資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会、録音資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会、映像資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会において合意形成を図ることとする。

（３）図書付録等のデジタルデータの利用環境の整備

２（２）により抽出したデジタルデータを現在のパソコン環境で閲覧できるようエミュレーション（過去の動作環境の構築）に係る技術検証を行う。

---

[1] 「国立国会図書館ビジョン 2021-2025-国立国会図書館のデジタルシフト-」 https://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/vision_ndl.html

[2] 予算総額は 53 億 6800 万円余、うち図書のデジタル化分は 47 億 6700 万円余（アルバイト賃金を含む）。

[3] https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/digitization_plan2021.pdf

[4] シリーズものの継続刊行分等、2000 年までに刊行されたものを一部含む。

[5] 購入等により入手し開架閲覧等に供していた複本は、引き続き東京本館の専門資料室等で提供する。

[6] https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/dlib/pdf/NDLdigitalpreseravation_basicplan2021-2025.pdf

[7] 本体冊子（図書）と、付録媒体（CD・DVD 等）で構成される資料。なお、本体冊子のデジタル化は、令和６年度以降の実施を予定している。

（４）電子書庫機能の拡張等

デジタル化資料を格納するデジタルデポジットシステム（国立国会図書館デジタルコレクションを含む。）のストレージの増強を実施する。

（５）大判逐次刊行物に対応した OCR 処理プログラムの研究開発

レイアウトが複雑で判型が大きく文字が小さな逐次刊行物についても高精度にテキスト化できるよう、令和 3 年度・令和 4 年度に実施した OCR 処理プログラム（NDLOCR）[8]の研究開発の成果を活かして、大判逐次刊行物に対応した新たな OCR 処理プログラムの研究開発を実施している。

[8] NDLOCR は、NDL ラボ公式 GitHub アカウントから CC BY4.0 で公開している。
https://github.com/ndl-lab/ndlocr_cli

資料 4

視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の複写の実施状況

視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の複写サービスの、前回報告以降の実施状況は以下のとおりである。本サービスは平成 25 年 8 月 30 日から開始している。

月	複写が行われた資料数[1]				合計
	写真	楽譜	美術	漫画 ( )内が図書	
令和 5 年 3 月	35	37	143	1,106 (51)	1,321
令和 5 年 4 月	110	15	310	1,058 (38)	1,493
令和 5 年 5 月	161	20	324	817 (36)	1,322

※漫画のみ図書と雑誌の合計値。

複写された資料の全資料名については、下記 URL（令和 5 年 9 月 30 日まで有効）参照。
https://dl.ndl.go.jp/static/files/sikaku_202303-202305.tsv

[1] 印刷用 PDF が作成された資料数をシステム的に数えた数。

資料５

図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況

1　参加状況

(1) 国内機関

① 承認館数等

前回報告以降、令和５年５月末までに新たに承認され参加した図書館は 15 館、承認取消し（図書館の閉館、指定管理期間の終了等）は 8 館であった。承認館内訳、承認館数の推移は図表 1、図表 2 のとおり。なお、現在、申請書提出から承認までの期間は平均 1 か月である。

（図表 1）国内機関承認館内訳（令和５年５月末現在）

	閲覧のみ	閲覧・複写	計
公立図書館	118 館	623 館	741 館
大学図書館	13 館	620 館	633 館
専門図書館	0 館	36 館	36 館
合計	131 館	1,279 館	1,410 館

（参考）参加館一覧： https://dl.ndl.go.jp/soshin_librarylist

ただし、「一覧への掲載に同意いただいた参加館」のみ。承認館全ては掲載されていない。

（図表 2）国内機関承認館数の推移（各年末現在）

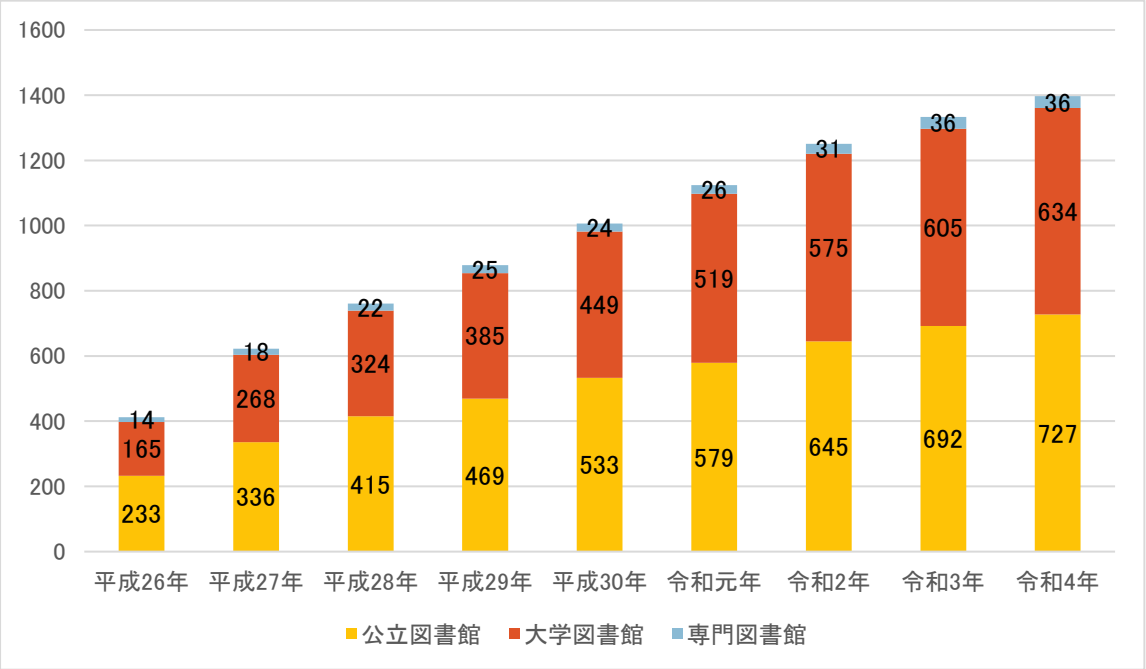

②問合せ状況

承認申請を検討又は申請中の図書館等からは、承認申請書類の作成、システム要件

に関する問合せや質問が多い。

参加館からの問合せは、複写に関する問合せ、IP アドレスの変更、端末の入替えの手続等に関する問合せが多い。

（2）海外機関

令和 5 年 5 月末現在、前回報告以降、新たに承認され参加した図書館、脱退した図書館はなく、承認館は合計 8 館（欧米及びアジアに所在する図書館等）である。送信サービス参加機関の IP アドレス変更対応等を行っている。

（参考）海外機関向けサービスの参加館一覧：https://dl.ndl.go.jp/en/soshin_librarylist

ただし、「一覧への掲載に同意いただいた参加館のみ」。承認館全ては掲載されていない。

2　利用状況

サービス開始から令和５年５月末までの利用状況は次のとおりである。

（図表 4-1）閲覧及び複写回数（全参加館合計）

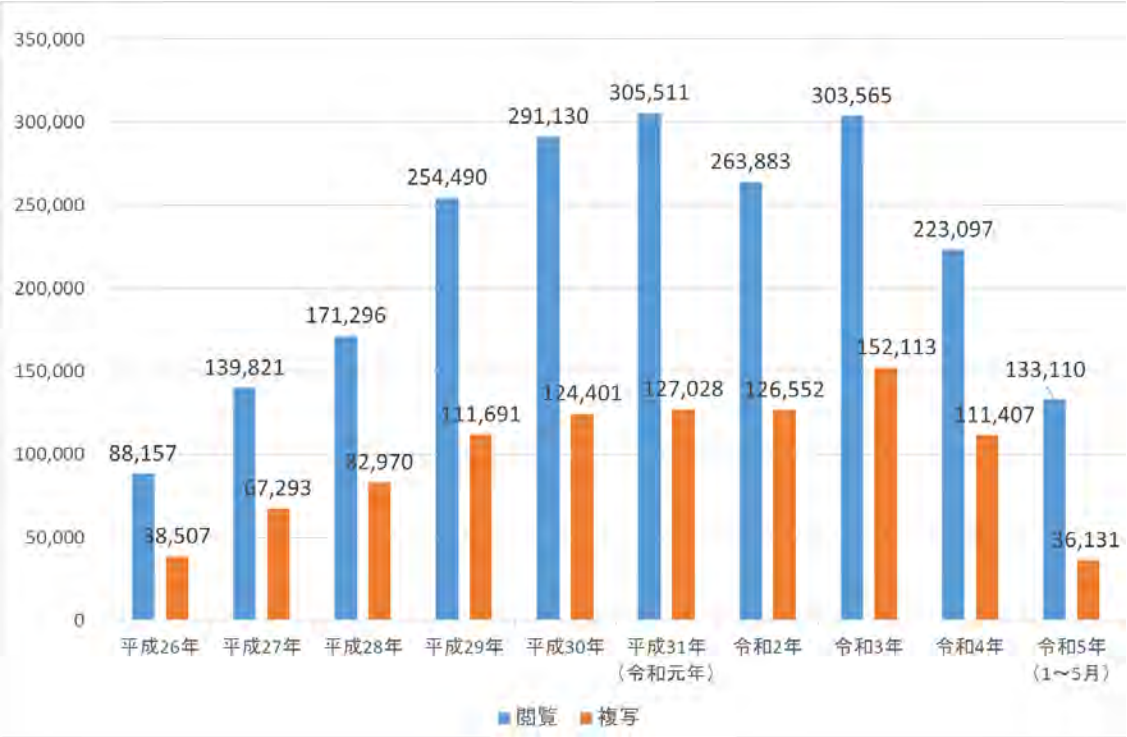

（図表 4-2）閲覧及び複写回数（全参加館合計）令和５年１月～5 月月別

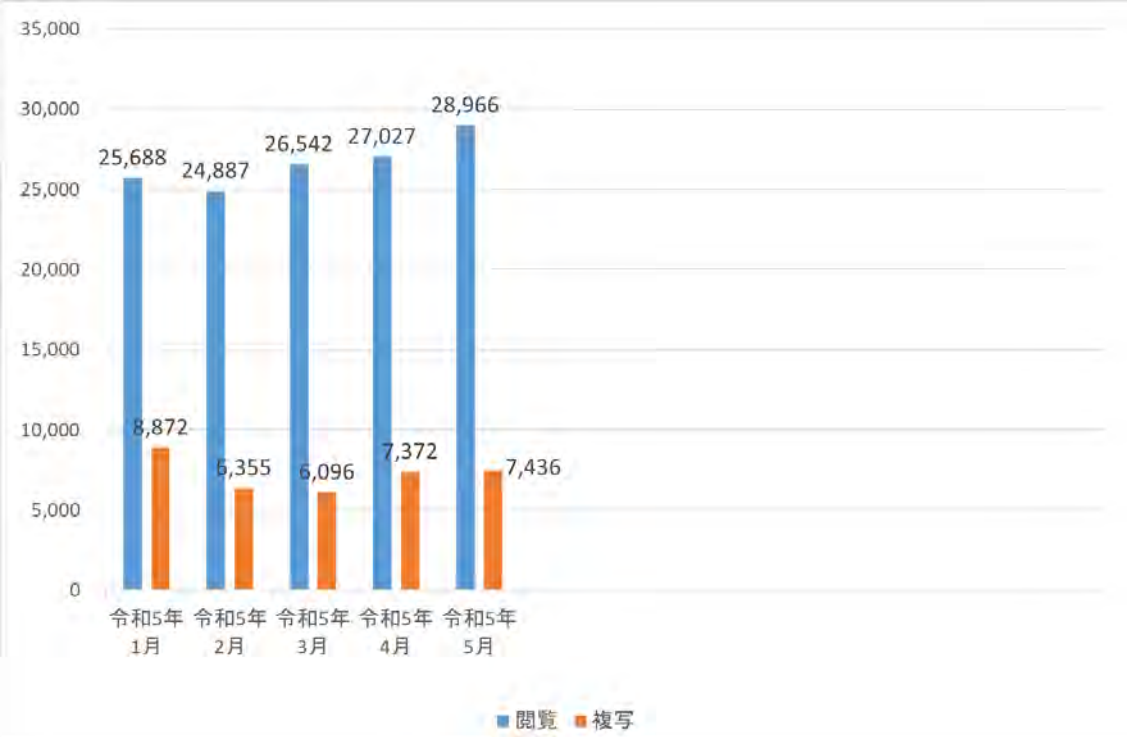

（図表 5）閲覧及び複写回数（1 参加館当たり）

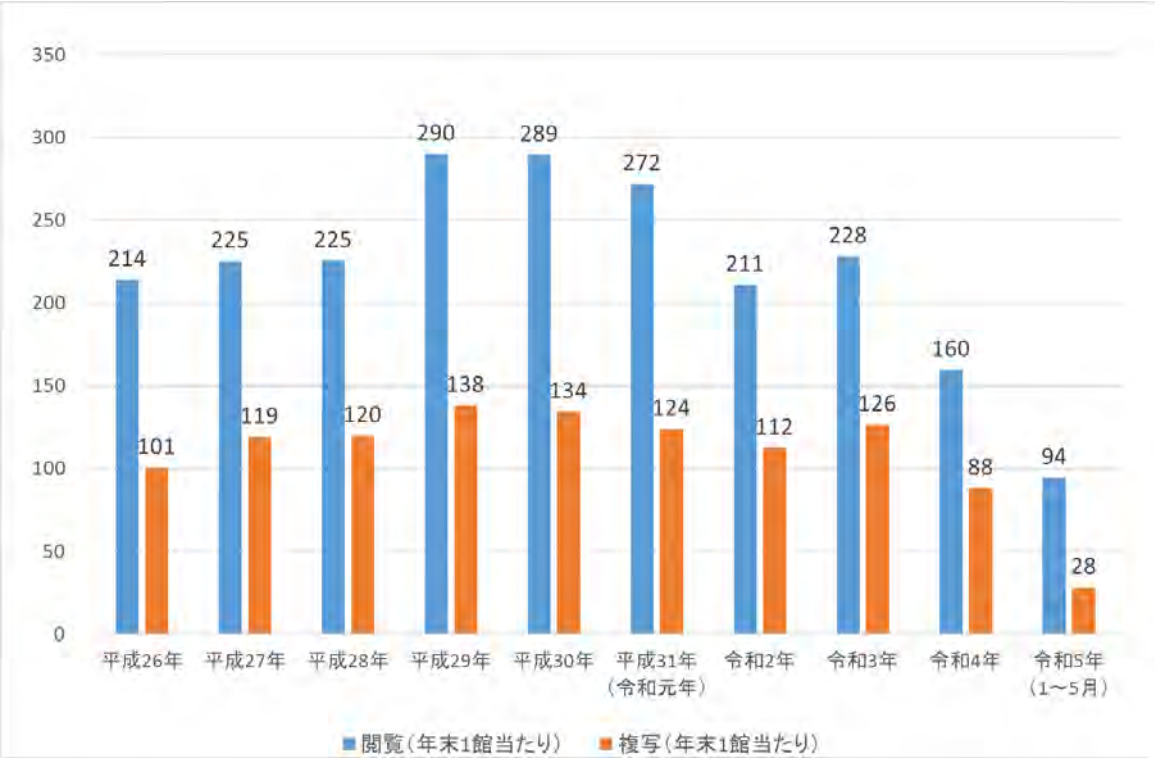

（図表 6）館種別による利用割合（閲覧）

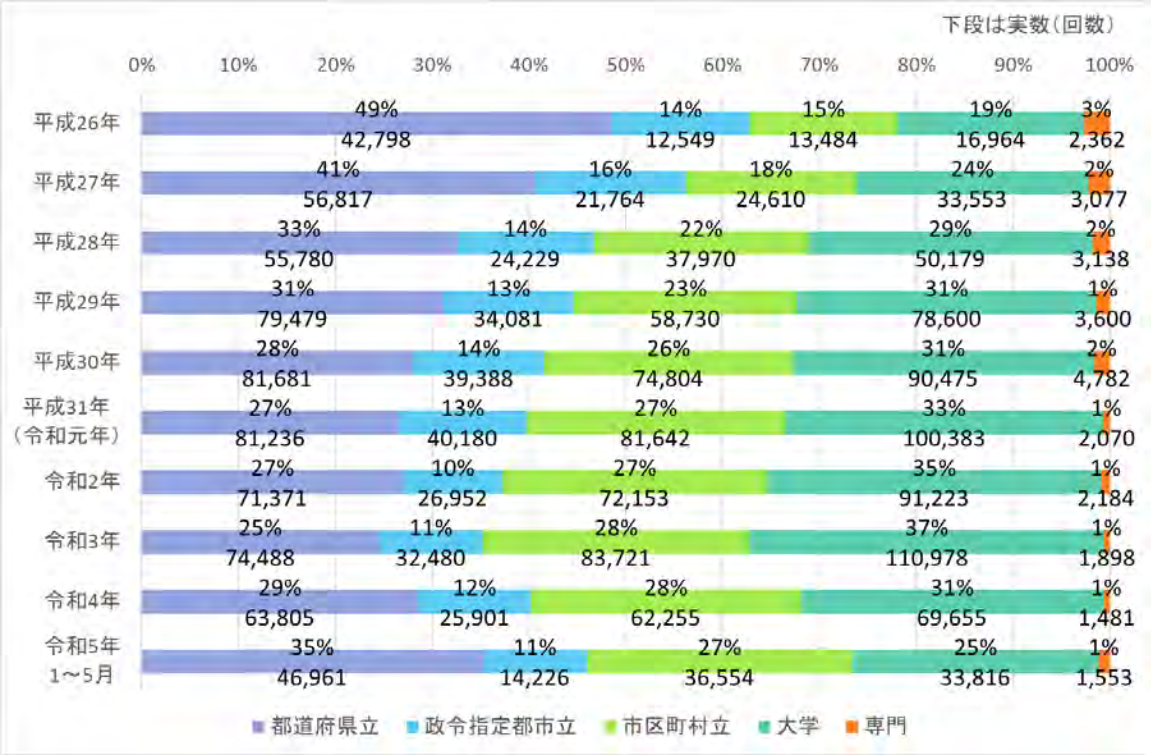

（図表 7）館種別による利用割合（複写）

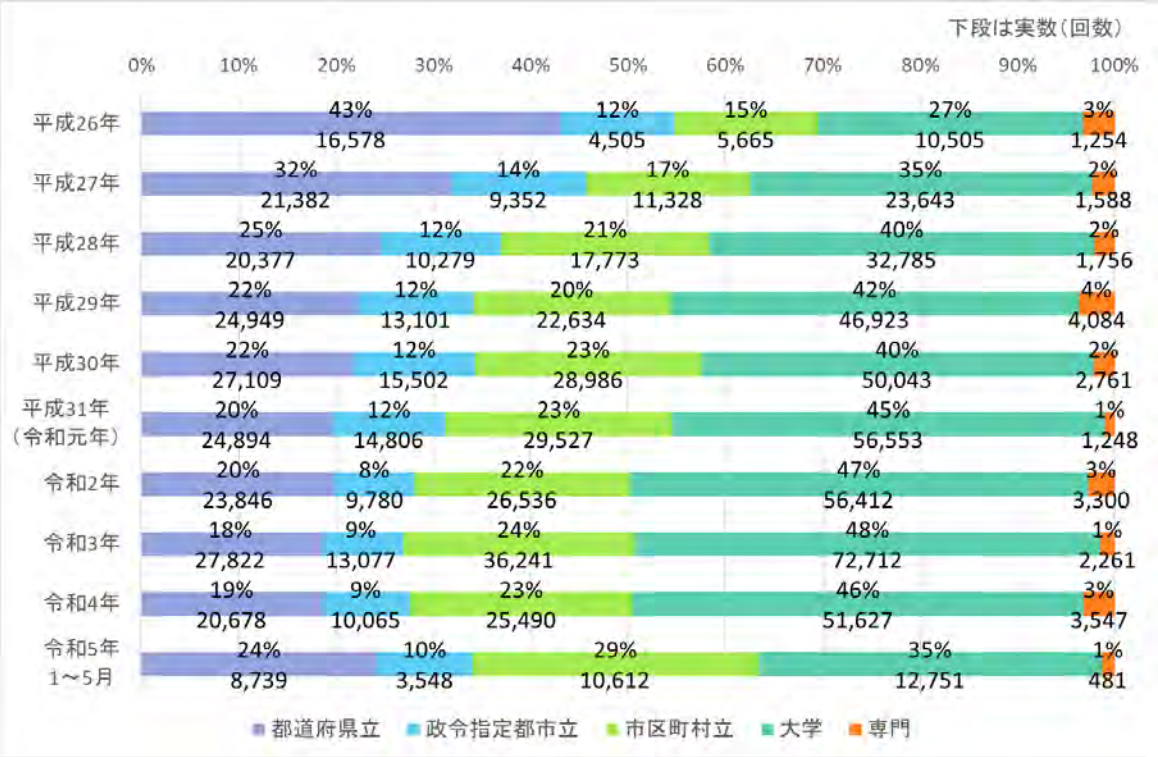

（図表 8）資料種別による利用割合（閲覧）

（図表 9）資料種別による利用割合（複写）

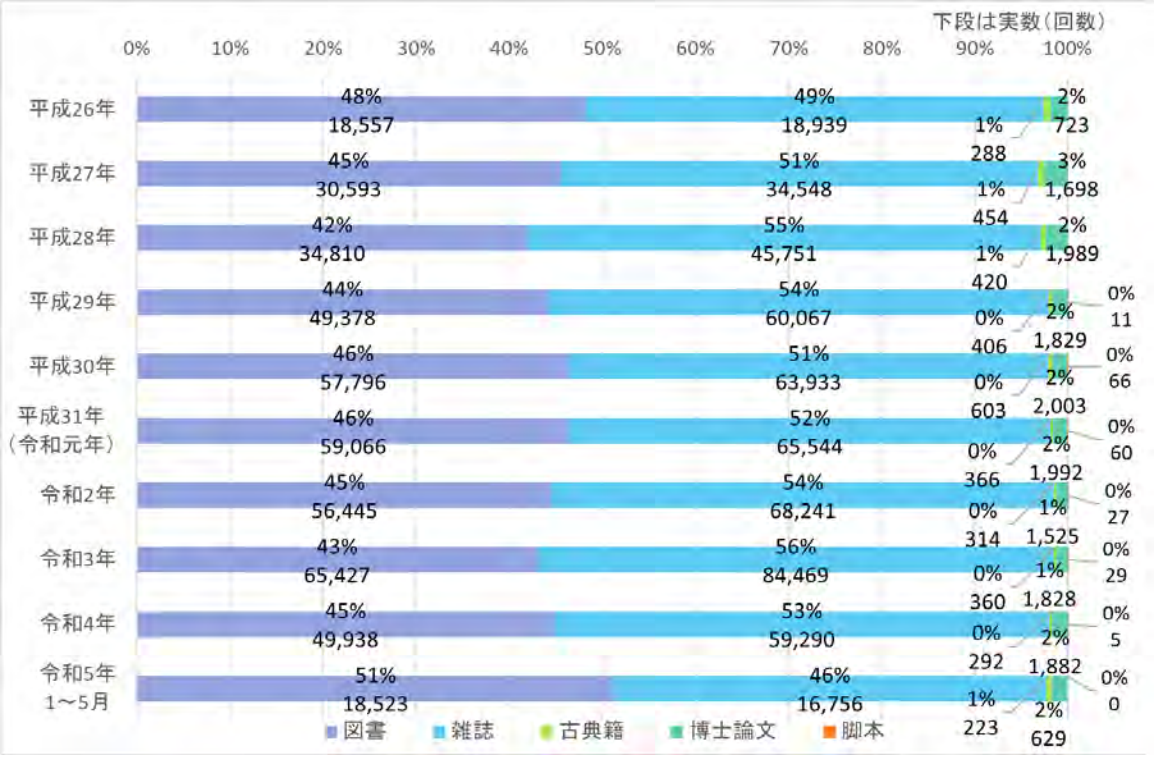

（図表 10）主題による利用割合及び利用回数（図書）[1]

日本十進分類法別に集計すると、歴史・地理分野と芸術分野の利用が、提供割合に比して多い。この傾向は、サービス開始当初から変わっていない。

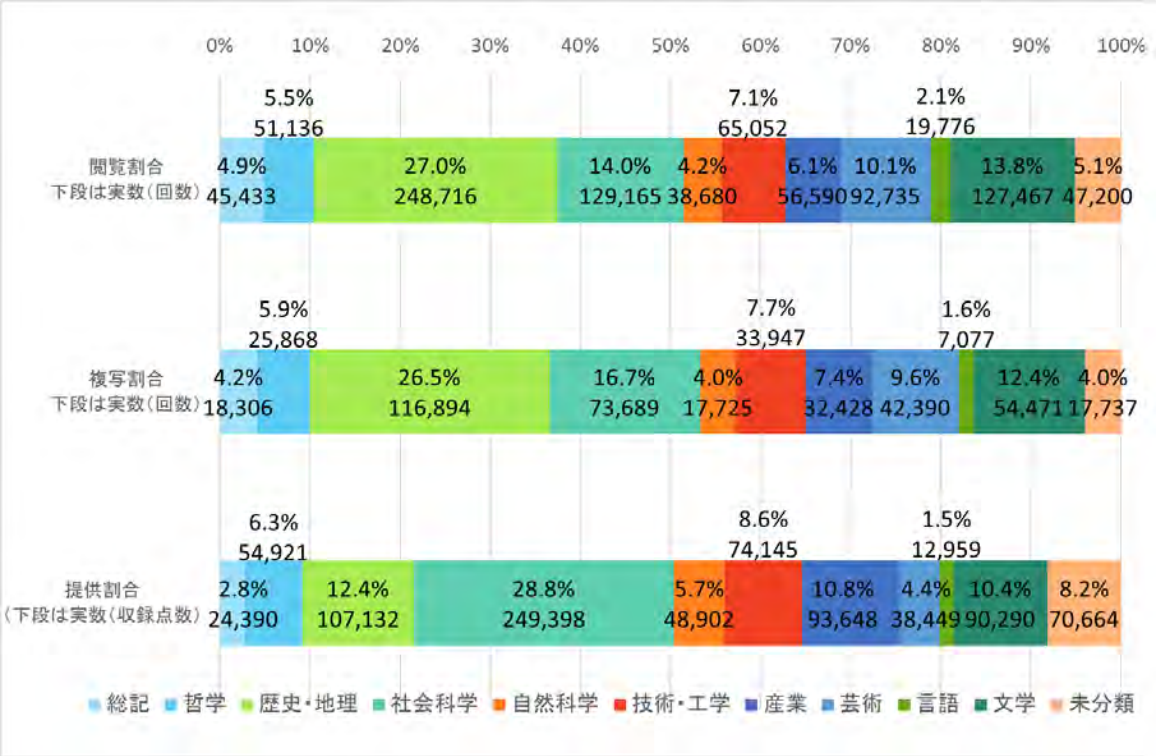

[1] 閲覧及び複写は、サービス開始から令和 5 年 5 月末までの回数である。提供数は、令和 5 年 6 月現在の資料点数である。

資料 6

個人向けデジタル化資料送信サービスの実施状況

1　利用者登録等の状況

（1）利用者登録（本登録）[1]

令和 4 年 5 月 19 日から個人向けデジタル化資料送信サービスの開始と同時にオンラインによる申請・登録を開始した。来館及び郵送による申請を含め、令和 4 年度及び令和 5 年 4 月～5 月末までの新規登録状況は図表 1 のとおり。令和 5 年 5 月末現在の累積登録者数は 375,341 人である。

（図表 1）利用者登録（本登録）の登録数*

申請方法	令和 4 年度	令和 5 年 4 月～5 月
オンライン	62,929 人	11,513 人
来館及び郵送	69.271 人	12,524 人
合計	132,200 人	24,037 人

*簡易登録から本登録への切替えを含む。

（2）利用規約への同意

「個人向けデジタル化資料送信サービス利用規約」への同意者数は、令和 5 年 5 月末時点で 127,894 人である。

2　利用状況

令和 4 年 5 月 19 日のサービス開始からの利用状況は次のとおりである。

（1）閲覧・複写回数

（図表 2）令和 4 年 5 月～令和 5 年 5 月月別閲覧・複写回数

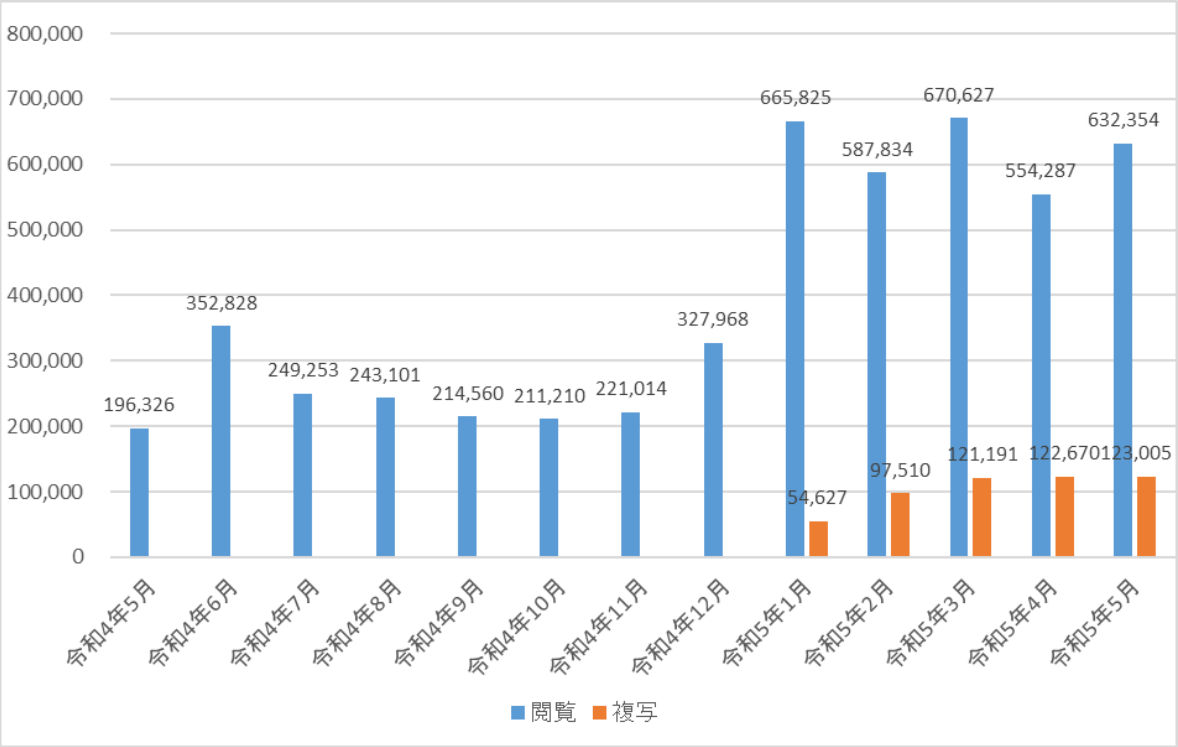

[1] 利用者登録には「本登録」と「簡易登録」があるが、個人向けデジタル化資料送信サービスの利用には「本登録」が必要。

（2）利用割合等

（図表 3）資料種別による利用割合（閲覧）

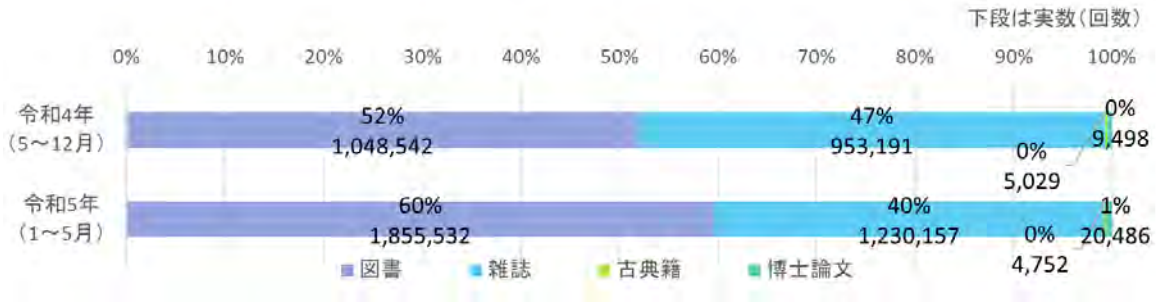

（図表 4）資料種別による利用割合（複写）

（図表 5）主題による利用割合及び利用回数（図書）[2]

日本十進分類法別に集計すると、歴史・地理分野、芸術分野及び文学分野の利用が、提供割合に比して多い。

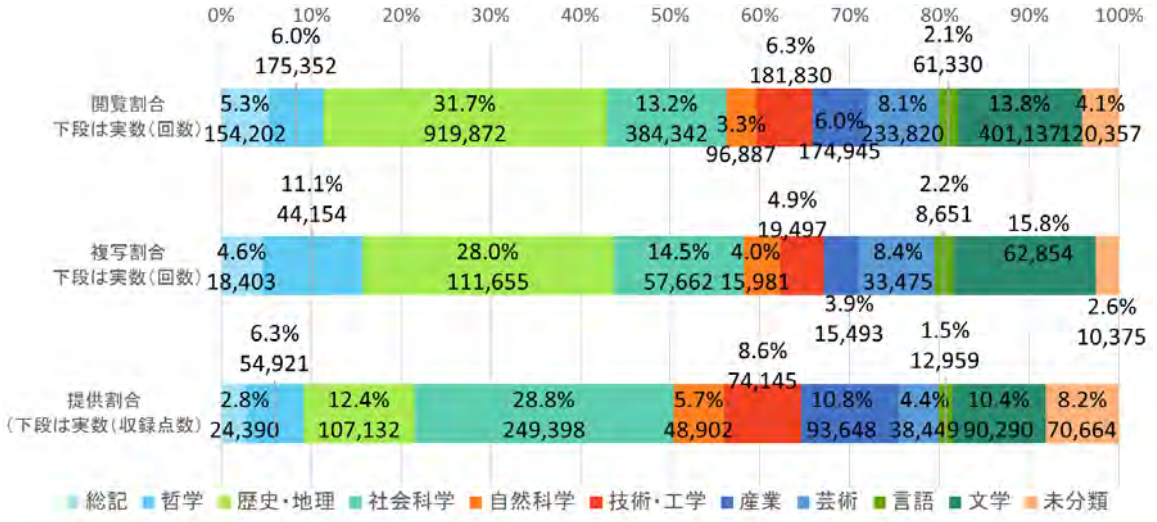

[2] 閲覧及び複写は、サービス開始から令和 5 年 5 月末までの回数である。提供数は、令和 5 年 6 月現在の資料点数である。

資料７

令和５年における図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）
に係る除外手続について

図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施に当たっては、送信対象資料（図書、雑誌及び博士論文）を著作権法で認められている入手困難な資料に絞るため、「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」に基づき、国立国会図書館にて民間の在庫情報のデータベース等に機械的な突合をかけて入手可能なものを除外（以下「入手可能性調査」という。例年は1～6月に実施。）した送信候補資料リストを国立国会図書館ホームページに掲載した上で、出版関連団体・出版者・著作（権）者等からの申出に基づく除外（以下「事前除外手続」という。同7～11月に実施。）を行っている。なお、この手続による除外は、個人向けデジタル化資料送信サービスの対象資料にも適用される。

令和５年における手続は、以下のとおり、例年よりも約３か月後ろ倒しのスケジュールで進めることとしたい。

１　入手可能性調査（令和５年４月～9月予定）

対象資料数の増加等の理由により、今年は入手可能性調査への着手が４月となり、現在のところ、9月に調査を終了し、10月に新規送信候補資料リストを掲載（＝事前除外手続の受付を開始）できる見込みである。また、今年からは図書についても著作権管理[1]の有無を事前に調査の上、該当するものは送信候補から除外する。

なお、令和６年に予定している入手可能性調査では、電子書籍流通の確認に用いている出版書誌データベース（Books）の検索に代えて国立国会図書館サーチと連携している出版情報登録センター（JPRO）のデータを用いることを予定している。必要なプログラム修正等を行い、令和６年１月の調査作業開始を想定する。

２　事前除外手続（令和５年10月～令和６年２月予定）

10月から事前除外手続を開始し、ひとまず従来どおり手続の期間を５か月と想定するが、送信候補資料の数量に応じて手続期間の延長を検討する。また、手続期間内に申出資料の確認等が終了しない場合[2]は、当該資料の送信開始を保留する対応をとる。

３　送信開始（令和６年４月予定）

事前除外手続後、最終的に送信対象となる資料を確定した上で送信を開始する。

４　その他

事前除外手続の開始タイミングに合わせ、2年に1度開催している除外手続の説明会を開催し、広く説明を行う。これ以外にも出版関係団体等からの要望に基づき、個別に除外手続に関する説明会の開催も検討する。

また、デジタル化事業、特に除外手続に関する情報について、メーリングリストの設置等により、各出版者への直接の周知・広報を図る。

---

[1] 雑誌と同様に、学術著作権協会（JAC）、日本複製権センター（JRRC）及び出版者著作権管理機構（JCOPY）で管理されているデータと突合する想定。

[2] 在庫がある旨の出版社 HP への掲載が遅れている、著作権等管理事業者への申請中等の場合を想定する。

参考資料１

国図企 090319001 号
平成 21 年 3 月 23 日

資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会　第一次合意事項

１．基本方針

⑴　保存を目的とする国立国会図書館所蔵資料のデジタル化は、画像データの作成を当面の範囲とする。方法及びフォーマットは、「国立国会図書館資料デジタル化の手引き」（平成 17 年 3 月）[1]に準拠する。
⑵　検索利用等を目的とした資料の「テキスト化」の実施については、今後の検証事業等の結果を踏まえて[2]、あらためて、関係者との協議により方針を定める。
⑶　デジタル化の実施に際しては、権利者を始めとする関係者の理解と協力を得るように努め、民間の市場経済活動を阻害することがないよう十分に留意する。

２．対象資料

⑴　対象資料群として、資料の劣化状況、予算規模、市場入手の困難度等を勘案して、当面、「国内刊行雑誌」を優先する。
⑵　対象雑誌は、利用状況、保存の緊急度、希少性等に基づき、タイトル単位で選定する。また、年限の範囲は、刊行年の古いものを中心として、おおよそ刊行後 5 年経過までを限度に実施する。
⑶　デジタル化の実施時点で、当該資料と同一内容[3]のデジタルデータが、商業的に利用可能で、かつ、国立国会図書館での利用が排除されていない場合には、保存のためのデジタル化対象とはしない。（項番４参照）

３．館内提供の実施に係る基本要件

⑴　国立国会図書館が保存のためのデジタル化を行った資料の閲覧利用は、東京本館（国会議事堂内分館を含む。）、関西館及び国際子ども図書館における館内提供とする。利用者としては、一般の来館利用者のほか、国会議員、国会関係者（議員秘書、国会職員等）、行政・司法各部門の職員及び国立国会図書館職員を想定する。
⑵　来館利用者は、館内の利用者用区画に設置された特定の端末から、デジタル化資料を利用する。デジタル化済資料の原本は、原則として利用に供しない。

---

1 今年度改訂の予定。
2 「国立国会図書館において、既に著作権が消滅した資料を用いて、検索可能なデータベースを作成し、その効果や影響を検証しながら、関係者間で協議を進めることが適当である。」『文化審議会著作権分科会過去の著作物の保護と利用に関する小委員会中間整理』p.42 注 55（平成 20 年 10 月 1 日）
3 図書館資料の保存を担保するという観点にかんがみ、ここでの「同一内容」は、当該出版物の全体がデジタル化されている場合に限定して判断する。（４(３)参照）

(3) 館内の提供システムにより書誌事項（記事索引を含む。）の検索結果から当該画像資料を閲覧し、また、オンラインで複写申込みを行うことが可能なサービスを実施する。同一の文献に対する同時利用は、当該資料の所蔵部数を超えない範囲とする。

(4) 著作権法第 31 条第 1 号に基づく複写提供（郵送複写への対応を含む。）は、紙媒体へのプリントアウトのみ提供し、デジタルファイルでの複製物の提供は行わない。なお、視覚的作品（漫画、写真、グラフィック等）及び楽譜を主体とする出版物のデジタル画像の複写提供については、権利者の利益を損なうことがないよう、実施方法について協議を継続する。

(5) 国立国会図書館は、著作物の適正な利用について注意喚起に努める。その一環として、著作権団体等の要請を受けて、デジタル画像のプリントアウトに際し、フットプリントを印字する。

(6) 作成コンテンツは、バックアップ用の媒体を除き、一箇所のサーバー上に格納、保管する。利用のためクライアント端末に一時的に複製されたファイルは、利用終了後速やかに破棄される仕様とする。

(7) 作成コンテンツは、外部のネットワークと完全に遮断し、流出等が生じないよう厳格なセキュリティ管理を実施する。また、館内に閲覧者が持ち込む PC、携帯電話、情報端末等の機器についても、デジタル化資料の館内利用のネットワークとは完全に遮断する。

(8) コンテンツの管理は、物理的囲い込みによるものとし、館内利用に限定するコンテンツについては、電子透かし等の DRM は実施しない。

4．雑誌デジタル化実施に当たっての「商業出版」との調整

(1) 雑誌のデジタル化の実施に際して、国立国会図書館は、タイトル、対象年限等をあらかじめ公表するとともに、出版者団体、著作（権）者団体に連絡する。また、当該雑誌資料を発行した出版社又は当該雑誌事業の継承者が現存する場合は、事前に計画概要を照会し、電子的出版計画の有無等を確認する。出版社等でデジタル複製についての具体的実施計画がある場合は、事業計画の調整を図る。

(2) 医学、法律系雑誌、学術雑誌のバックナンバー等、①パッケージ系電子出版物又は②ネットワーク配信（オンライン提供）によって商業的にデジタルデータが提供されている場合、国立国会図書館は、原本代替物としての利用方策として、①については、納入出版物の館内提供又は使用許諾契約による提供、②については使用許諾契約による提供を行う。

(3) コミックや小説のように個別の作品が携帯等で配信されている場合であっても、掲載雑誌全体の保存を目的としてデジタル化を実施することは想定される。利用提供に当たっては、商業活動に影響を与えることのないよう留意する。

5．今後の取組

「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の検討課題のうち、この第一次合意に含まれない事項については、平成 21 年度に改めて関係者による協議会を設け、検討を行う。

参考資料２

平成 24 年 12 月 10 日国図電 1212041 号
改正　平成 31 年　1 月 24 日国図電 1901151 号
改正　令和 3 年 12 月 3 日国図電 2111253 号
改正　令和 5 年 6 月 1 日国図電 2305161 号

国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項

資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 31 条第 7 項の規定に基づく国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関し、以下のとおり合意する。ただし、本文書に定める内容は、必要に応じ資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会において協議し、変更することができるものとする。

１　国立国会図書館からの送信先となる図書館等（以下「送信先機関」）の範囲

（１）送信先機関の範囲

送信先機関の範囲は、著作権法第 31 条第 7 項の規定により国立国会図書館が送信可能な図書館等とする。

（２）送信先機関の登録制度

現行の図書館間貸出制度に準じた登録制度（閲覧利用及び複写利用の 2 種類）を設ける。図書館間貸出制度の加入手続と同様に、一定の要件を確認の上、国立国会図書館が承認する手続とする。また、送信先機関は、定期的に登録制度に係る要件を再確認し、国立国会図書館に対し、要件の変更の有無を連絡する。

なお、加入の承認に当たっては、図書館法第 2 条に定められている私立図書館等の存在に留意し、送信先機関の設置趣旨や目的等に照らして適切な運用を行うこととする。

２　国立国会図書館からの送信対象となる資料（以下「送信対象資料」）の範囲

（１）送信対象資料

送信対象資料は、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、入手困難な資料とする。

入手困難な資料とは、流通在庫（出版者、書店等の市場）がなく、かつ商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難である資料とする。ただし、オンデマンド出版されている資料及び電子書籍として流通している資料は、現に商業的に流通している事実を踏まえ、入手可能なものとして扱う。

（２）送信対象候補とする資料

送信対象候補とする資料は、以下のとおりとする。

① 図書：戦前の資料は、送信対象候補とする。戦後の資料については、入手困難とした資料に限定し、送信対象候補とする。ただし、住宅地図は除外する。また、漫画については、電子書籍市場に及ぼす影響に鑑み、取扱いを留保する。

② 雑誌：官庁出版物は、送信対象候補とする。その他の資料は、著作権等管理事業者により著作権が管理されている資料を除き、送信対象候補とするが、商業出版社に係る資料については、関係者と合意が得られたものを除き取扱いを留保する。

③　博士論文：出版されているものを除き、送信対象候補とする。ただし、主論文が出版されておらず、参考論文等付随する論文のみが出版されている場合、付随する論文を除外する。

（３）除外手続

送信対象を入手困難な資料に限定するため、以下の 3 段階の除外手続を行う。

①　入手可能性調査

国立国会図書館は、送信の準備作業として、デジタル化資料（取扱いを留保するものを除く。）を対象に入手可能性調査を実施する。具体的には、対象リストと出版目録、オンデマンド出版に係る目録及び電子書籍に係る目録との突合を行い、入手可能なものを除外する。出版目録については、文庫化等の著作物単位での判定も可能な範囲で実施する。出版計画の有無については、調査の段階では、考慮しない。なお、戦前までの刊行分については、本調査を省略する。

※雑誌及び博士論文についても、これに準じた調査を行う。

②　事前除外手続

国立国会図書館は、①の突合を行った後、送信対象候補資料のタイトル、著者等の一覧を公表する。著作権者（その許諾を得た者を含む。以下③において同じ。）又は出版権者（著作権法第 79 条の出版権の設定を受けた者をいい、当該者から複製許諾又は公衆送信許諾を得た者を含む。以下③において同じ。）は、市場において流通している場合や具体的な出版計画がある場合には、国立国会図書館に、個別に当該資料を指定する方式で、送信対象からの除外を申し出、調整を行う。国立国会図書館は、申出により除外された資料を除き、送信対象を決定する。また、当該資料の著作者から除外申出があった場合も、国立国会図書館は当該資料を送信対象から除外する。

③　事後除外手続（オプトアウト）

送信開始後、具体的な出版計画が新たに生ずる等の要因により、追加的に送信対象から除外する必要が生じた場合、著作権者又は出版権者（（4）除外基準③においては当該資料の著作者）は、国立国会図書館に、その旨の申出を行い、調整を行う。また、国立国会図書館は、送信開始後においても、定期的に入手可能性調査を実施することとし、送信対象（候補）資料のリストを維持し、更新する。

（４）除外基準

事前除外手続及び事後除外手続において、除外申出があった場合、以下の要件を国立国会図書館が確認し、いずれかを満たす場合に、除外を行うものとする。

①　当該資料又は同内容の著作物が市場（オンデマンド出版及び電子書籍市場を含む。）において流通している場合（おおむね 3 か月を目安として流通予定であることを公開情報により確認した場合を含む。）

②　当該資料又は同内容の著作物の著作権が著作権等管理事業者により管理されている場合

③　当該資料の著作者から送信利用の停止の要請があった場合（請求者適格の確認により、停止措置をとる。）

なお、経済的利益以外の正当な理由（人権侵害、個人情報保護等）により、送信利用

の停止の要請があった場合は、国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則（平成28 年国立国会図書館規則第 2 号）に基づく資料利用制限措置をとるか、とる場合にはその内容について検討する。

３　国立国会図書館からの送信データの利用方法

（１）送信先機関における利用方法の基本的枠組み

送信先機関の利用者は、図書館等の館内に設置された特定の端末から、セキュリティの確保された方式により、国立国会図書館のサーバーにアクセスし、コンテンツの検索及び閲覧を行うことを想定する。送信先機関は、著作権法で認められた範囲において、複写サービスを実施する。

（２）所蔵部数を超える同時閲覧制限

同時閲覧数については、制限をしないこととする。

（３）送信先機関の遵守すべき要件や責務等

送信先機関に求められる管理義務等の運用上の要件は、以下のとおりとする。国立国会図書館は、これらの要件を遵守することを確約した送信先機関に対して、送信を実施する。

①　認証情報の適切な管理

送信先機関は、国立国会図書館のサーバーにアクセスするための認証情報（ID・パスワード等）を適切に管理する。

②　機器及びネットワーク等の準備及び適切な管理

送信先機関は、送信されたデータの閲覧及び複写に必要な機器及びネットワーク等を準備する。また、閲覧機器については、送信先機関の職員が施設内で適切に管理する。

③　閲覧サービスの適切な運用

送信先機関職員は、利用者からの閲覧の申込みの都度、当該利用者が送信先機関の登録利用者であることを確認し、必要な認証を行った上で、デジタル化資料を閲覧に供する。

④　複写サービスの適切な運用

送信先機関は、著作権法第 31 条第 7 項第 1 号に基づき、著作権保護期間内の著作物を複写する場合、以下の点に留意する。

（ア）複写主体

送信先機関における複写物の作成は、利用者ではなく、送信先機関が行う。

（イ）利用者本人の意思

送信先機関は、複写が利用者本人の意思に基づくものであることを確認する。

（ウ）複写記録の作成

送信先機関は、複写の記録（複写の日時、資料名、請求記号、複写箇所等。個人情報を除く。）を作成し、最低 1 年間保存するものとする。必要に応じ、国立国会図書館の照会に対し、提出する。

⑤　不適切な利用の監視・注意喚起

送信先機関は、閲覧機器の施設外への持出、閲覧機器に対する外部持込機器（利用者のノートパソコン、USB メモリ等）の接続、画面キャプチャ、カメラ撮影、スキャニング等の不適切な利用について、監視・注意喚起する義務を負う。

（４）送信システムの要件

国立国会図書館が送信先機関への送信に際し、採用するシステム（以下「送信システム」という。）は、以下の要件を満たす方式とする。

①　認証方式の採用

送信システムは、コンテンツの閲覧及び印刷に際し、適正な送信先機関からの要求であるかどうかを確認するため、適切な認証処理機能を有するものとする。

②　コンテンツの保護

送信システムでは、コンテンツ自体に技術的保護を施し、かつ、コンテンツが送信先機関の閲覧機器に可能な限り残存しない方式を用いる。

③　施設内での限定利用

送信システムは、コンテンツの利用を施設内に限定するため、閲覧機器が送信先機関の適正なネットワークに接続された端末であることを、ネットワーク上のアドレス等により、確認する機能を有するものとする。

④　フットプリントの付加

送信システムは、不正な二次利用を抑止するため、複写物にフットプリントを付加する機能を有するものとする。

⑤　新規技術の考慮

送信システムに係る技術は、現状、必ずしも成熟していないことから、将来的により高度な技術が採用可能な場合には、一定の実証等を踏まえた上で、適切な方式の採用を検討する。

（５）外国の送信先機関における利用

外国の送信先機関における送信データの利用については、国内の送信先機関と同一の範囲内とする。

４　その他

（１）利用統計の公表

国立国会図書館は、送信対象資料に係る利用統計を国民に公表する。

参考資料３

国図電　2111252 号
令和 3 年 12 月 3 日

国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書

国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会は、著作権法（令和 3 年法律第 52 号による改正後のもの）の規定に基づく国立国会図書館による特定絶版等資料の自動公衆送信（以下、同規定に基づいて行う国立国会図書館の資料送信サービスを「本件サービス」という。）に関し、以下のとおり合意する。ただし、本文書に定める内容は、必要に応じ本協議会において協議し、変更することができるものとする。

１　本件サービスにおいて送信対象となる資料の範囲

本件サービスにおいて送信対象となる資料（以下「本件資料」という。）は、特定絶版等資料のうち、「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」（資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会）（平成 24 年国図電 1212041 号）の「２　国立国会図書館からの送信対象となる資料の範囲」に定める範囲内の資料とする。

２　本件資料のデータの送信形態

当面は、国民の情報アクセスを早急に確保する観点から、ストリーミング方式により本件資料のデータ（以下「本件データ」という。）を送信することとする。プリントアウトが可能な態様により本件データを送信することについては、デジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置を実装の上、令和 5 年 1 月に可能とする。

３　本件サービスの提供方法

国立国会図書館は、以下のとおり本件サービスを提供するものとする。

（１）本件サービスの提供対象者

本件サービスの提供対象者は、国立国会図書館における現行の登録利用者制度による事前の利用者登録を行った者（以下「登録利用者」という。）とする。なお、海外在住者に対する本件サービスの提供については、その適法性を担保する方策を含め引き続き対応を検討する。

※　登録利用者制度による利用者登録に当たっては、氏名・現住所・生年月日が確認できる身分証明書による本人確認を行うものとする。

（２） 認証情報の発行及び確認

登録利用者に対し、登録利用者であることを識別するための ID・パスワード等の情報（以下「認証情報」という。）を発行し、登録利用者に本件サービスを利用させるに当たっては、その認証情報を確認するための措置を講ずる。

（３） 利用規約への同意

以下の事項を含む利用規約を定め、当該利用規約への同意をした登録利用者に対してのみ本件サービスを提供するものとする。

利用規約に定めるべき事項

① 認証情報の適切な管理

登録利用者は、その認証情報を適切に管理すること。

② 注意事項・禁止事項の遵守

登録利用者は、以下の事項を遵守するものとする。

・認証情報を第三者に利用させないこと

・本件データを権利者の許諾なく第三者に送信し、又は転載しないこと

・利用者登録時に登録した情報に変更が生じた場合は、速やかに国立国会図書館に届け出ること

・その他、国立国会図書館が本件サービスを適切に運用するために必要なものとして利用規約に定めた注意事項・禁止事項

③ 不適切な利用が判明した場合の利用停止等の措置

利用規約違反、その他の不適切な利用が判明した場合は本件サービスの利用停止等の措置を講ずること。

④ 国立国会図書館による本件サービスの利用ログ情報の一定期間保持に関する同意

上記③に係る措置を可能とするため、国立国会図書館が本件サービスの利用ログ情報を一定期間保持することについて同意すること。

（４） 所蔵部数を超える同時閲覧制限

同時閲覧数の制限は行わないこととする。

４ その他

（１） 利用統計の公表

国立国会図書館は、個人を特定しない形で本件サービスの利用状況を公表する。

（２）大学図書館・公共図書館等が保有する絶版等資料の取扱い

大学図書館・公共図書館等の各図書館等は、国民の情報アクセスを確保する観点から、国立国会図書館及び文化庁・文部科学省からの依頼に応じて、国立国会図書館への積極的な絶版等資料の提供に努めることが望ましい。

参考資料４

著作権法（抄）【令和５年７月時点】

（昭和四十五年五月六日法律第四十八号）

（図書館等における複製等）

第三十一条　国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条及び第百四条の十の四第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（次項及び第六項において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一　図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物（次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

二　図書館資料の保存のため必要がある場合

三　他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

２　特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者（あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報（次項第三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。）を登録している者に限る。第四項及び第百四条の十の四第四項において同じ。）の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類（著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この条において同じ。）の実施状況を含む。第百四条の十の四第四項において同じ。）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一　図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。

二　図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと（当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。）。

３　前項に規定する特定図書館等とは、図書館等であつて次に掲げる要件を備えるものをいう。

一　前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること。

二　前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行つていること。

三　利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。
四　前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。
五　前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

4　第二項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。

5　第二項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第三項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

6　第一項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項若しくは第八項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）に用いるため、電磁的記録を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

7　国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、次に掲げる行為を行うことができる。
一　当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。
二　自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（当該著作物の伝達を受ける者から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第九項第二号及び第三十八条において同じ。）を受けない場合に限る。）。

8　国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第六項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信（当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を行うことができる。
一　当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館に利用者情報を登録している者（次号において「事前登録者」という。）の用に供することを目的とするものであること。
二　当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であることを識別するための措置を講じていること。

9　前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。
一　自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製すること。
二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に従つて、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。
イ　個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさ以下の大きさ

で表示する場合　営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

ロ　イに掲げる場合以外の場合　公共の用に供される施設であつて、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置するもののうち、自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれているものにおいて、営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

10　第八項の特定絶版等資料とは、第六項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。

11　前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。

著作権法施行令（抄）　【令和５年７月時点】

（昭和四十五年政令第三百三十五号）

第二章　著作物等の複製等が認められる施設等

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第一条の三　法第三十一条第一項（法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

一　図書館法第二条第一項の図書館

二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設

三　大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館

四　図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの

五　学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの

六　前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人（第二条から第三条までにおいて「一般社団法人等」という。）が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの

２　文化庁長官は、前項第六号の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（図書館等に類する外国の施設）

第一条の六　法第三十一条第七項前段（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める外国の施設は、外国の政府、地方公共団体又は営利を目的としない法人が設置する施設で図書、記録その他の資料を公衆の利用に供する業務を行うもののうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国に所在するものであること。

二　司書等に相当する職員が置かれていること。

三　国立国会図書館との間で、絶版等資料に係る著作物の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項その他の文部科学省令で定める事項について協定を締結していること。

（自動公衆送信された著作物等を公に伝達する場合の表示の大きさ）

第一条の七　法第三十一条第九項第二号イ（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める表示の大きさは、自動公衆送信された著作物等（法第二条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。）を受信装置を用いて当該受信装置の映像面に表示する場合における当該映像面（受信装置に接続した投影機により投影用スクリーンその他の平面に投影して表示する場合にあつては、当該平面上の投影面）の対角線のうちいずれか長い方の長さが二百五十四センチメートルであるものとする。

著作権法施行規則（抄）【令和５年７月時点】

（昭和四十五年文部省令第二十六号）

第二章の二　図書館資料を用いて行う公衆送信に係る著作物等の提供等を防止等するための措置等

（その他の登録情報）

第二条の二　法第三十一条第二項（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の文部科学省令で定める情報は、住所とする。

第二章の三　国立国会図書館と外国の施設との間の協定で定める事項

第二条の五　令第一条の六第三号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第三十一条第七項前段（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項

二　法第三十一条第七項前段に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の種類及び当該自動公衆送信の方法に関する事項

三　協定の変更又は廃止を行う場合の条件に関する事項第二章の三特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置等

第二章の四　特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置

第二条の六　法第三十一条第八項（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の文部科学省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。

一　法第三十一条第八項に規定する自動公衆送信を受信する者が当該自動公衆送信により送信される特定絶版等資料（法第三十一条第十項に規定する特定絶版等資料をいう。次号において同じ。）に係る著作物等のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等の提供を行わないこと。

二　法第三十一条第八項に規定する自動公衆送信を受信して作成される特定絶版等資料に係る著作物等の複製物に当該自動公衆送信を受信する者を識別するための情報を表示し、かつ、同条第九項第一号の複製に際しその旨を示すこと。

参考資料５

国図電 2103012 号
令和 3 年 3 月 10 日

資料デジタル化基本計画 2021-2025

国立国会図書館（以下「館」という。）では、原資料の保存及び電子図書館サービスの向上を目指し、平成 12（2000）年度から所蔵資料のデジタル化を進めている。本計画は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間にデジタル化の対象とする所蔵資料、そのデジタル化の方法等についての考え方を示すものである。対象資料及び方法の詳細については、本計画に基づき、必要に応じて個別に実施計画を作成するものとする。

１　デジタル化の目的

館は、人々の創造的な活動に貢献するために、我が国の豊かな文化的資産を人々が将来にわたり利活用できるように広く収集・保存するとともに、これらの収集・保存した文化的資産（所蔵資料）を基に関係機関と連携して社会全体で知識・文化の基盤を構築することを目指している。これらの取組の一環として所蔵資料のデジタル化を行う。

すなわち、館は、財源の確保に努め、所蔵資料のデジタル化を進めることにより、デジタル化した資料を原資料の代替として提供することで原資料を保存し、検索の利便性や障害者を含むあらゆる人々の利用可能性を高め、また、関係機関等との有機的な連携により知識・文化の基盤を構築することを目指す。

２　デジタル化の対象とする範囲

デジタル化の対象は、館所蔵資料のうち国内資料とし、紙資料、マイクロ資料のほか、アナログ形式の録音・映像資料も対象とする。加えて、外国資料についても、日本語資料、希少性の高い資料及び歴史的価値の高い日本関係資料はデジタル化の対象とする。

３　デジタル化対象資料の選定

デジタル化対象資料を選定する際の評価要素は、次に掲げる事項とし、特定の資料種別、刊行年代、主題等に区分した一定の規模の資料群単位で総合的に判断し、選定する。

＜評価要素＞

- 唯一性・希少性
  他機関における所蔵が確認できない資料又は希少性の高い資料
- 資料の利用機会の拡大
  デジタル化することにより利用機会の拡大が見込まれる資料
- 資料の劣化状況、保存の緊急性

資料自体の劣化が進行している資料、再生機器の入手が困難な資料、利用頻度が高いなど、保存・利用保証上のリスクが高い資料

・ デジタル化への社会的・学術的ニーズ

デジタル化への社会的・学術的ニーズがあり、館の使命・役割及び他機関等との役割分担に照らして館がデジタル化することが妥当な資料

・ 国や世界の体系的なデジタルコレクション構築への貢献

年代、分野、主題等特色ある体系的なデジタルコレクションの構築が可能な資料。他機関のデジタル化との連携により体系的な構築が可能な資料

４　本計画期間中にデジタル化を進める資料群・対象範囲

本計画期間中は、３に掲げた評価要素を勘案し、主として次の資料群からデジタル化を行う資料を選定する。

・図書 : 平成 12（2000）年までに刊行されたものを当面の対象範囲として行う。ただし、官庁出版物については、平成 12（2000）年以降に刊行されたものも対象範囲とする。
・雑誌 : 刊行後 5 年以上経過したものを対象範囲とし、雑誌記事索引採録対象誌及び学協会等からのデジタル化要望があるものを優先して行う。
・古典籍資料
・録音・映像資料
・博士論文：平成 2（1990）年度までに送付を受けたものを対象範囲とする。
・憲政資料
・日本占領関係資料
・日系移民関係資料
・地図資料
・新聞資料

このほか、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災においてその重要性が明らかとなった過去の災害の教訓を確実に後世に伝えるため、災害の記録等についても、引き続き、優先的にデジタル化を進める。

また、劣化状況等から保存対策の緊急性が非常に高く、かつ、代替物の入手が困難な資料については、上述の資料群・対象範囲以外の資料であっても優先的に個別にデジタル化を行う。

なお、実施に際しては、出版者及び著作（権）者等の関係者との協議状況等も考慮する。

５　デジタル化の方法

紙媒体の資料のデジタル化では画像データを作成し、アナログ形式の録音・映像資料のデジタル化では音声・映像データ及び付属資料（盤面を含む。）の画像データを作成する。館が製作したマイクロフィルムが存在する場合は、マイクロフィルムからデジタル化を行う

ことも可能とする。

目次情報及び本文のテキストデータを作成する。メタデータについては、原資料の書誌データを活用するほか、デジタルデータ作成に係る情報を必要に応じて記録する。

６　デジタル化資料の提供と保存

デジタル化資料は、原資料の代替物として「国立国会図書館デジタルコレクション」（https://dl.ndl.go.jp/）を通じて利用提供するとともに、提供・管理に用いる情報システムのサーバに格納し、保存することを原則とする。ただし、保存用の画像データ等については、別途、「国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画 2021-2025」（令和 3 年国図電 2102181 号）において、長期保存に適した合理的かつ安定的な保存環境の整備に取り組むこととする。

なお、デジタル化済みの原資料は、適切な保存対策を行い、原則として利用には供しないこととする。

７　資料デジタル化の成果の利活用

我が国の知識・文化の基盤として、館所蔵資料のデジタル化の成果が広く社会的に利活用されるように努める。そのために、著作権等に留意しつつ社会的な理解を得るよう努める。

送信サービスによる入手困難資料の提供を着実に実施するとともに、インターネットで利用できる資料を拡大するため、適宜著作権処理を進める。また、著作者（著作権者）及び出版者又は著作者（著作権者）から権利を譲渡された出版者からインターネット公開の許諾を得たものをインターネット公開する。

本文検索等を目的とする画像データの本文テキストデータ及び視覚障害者等のための本文テキストデータの利活用については、「国立国会図書館本文データの利活用に係る基本方針 2019」（令和元年国図電 1908072 号）に基づき、出版者、著作（権）者等の関係者の理解も得ながら進める。

また、デジタル化資料を利活用しやすくするため、かつ、長期的アクセスを保証するため、関係機関等と調整の上、デジタル化資料へのデジタルオブジェクト識別子（DOI）の付与を引き続き行う。

さらに、他機関による資料デジタル化の推進のために資料デジタル化の成果の一つである館の知識・経験を提供する目的で、館におけるデジタル化の方法等を示したデジタル化の手引を公開するとともに、資料デジタル化に係る研修を実施する。

参考資料６

国図電 2102181 号
令和 3 年 3 月 3 日

国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画 2021-2025

1　背景

国立国会図書館（以下「当館」という。）は、近年、デジタル形式の資料を多く所蔵するようになってきている。平成 12 年から継続的に所蔵資料のデジタル化を進めてきたことに加え、同年には、CD-ROM、DVD など有形の媒体に情報を固定した電子出版物（以下「パッケージ系電子出版物」という。）の納本制度による収集を開始した。さらに、インターネットの発展に対応して、平成 14 年からインターネット情報を収集・保存する事業に取り組み、平成 22 年には、国等の公的機関が発信するインターネット情報の制度的な収集・保存を開始した。平成 25 年からは、民間で出版された無償かつ DRM（技術的制限手段）のない電子書籍、電子雑誌等をオンライン資料収集制度により収集・保存し、有償又は DRM の付されているものの収集についても検討を進めてきた。

しかしながら、デジタル形式の資料には、媒体のぜい弱性、再生装置の入手困難化及び再生ソフトウェア等技術の陳腐化という課題がある。そこで、デジタル形式の資料を適切に管理し、長期にわたる利用を保証するための諸施策が必要となっている。

当館では、平成 29 年度から、パッケージ系出版物に対する保存対策の試行、光ディスクの劣化状況調査等を実施し、試行等の状況を踏まえた取組を進めているところである。

2　本計画の位置付け

本計画は、1 に示した背景及び「国立国会図書館における資料保存の在り方」（平成 15 年国図収第 37 号）を踏まえ、当館が所蔵するデジタル形式の資料の長期保存に係る取組の基本的な進め方について定めるものである。本計画において「長期保存」とは、特に断りのない限り、長期的な利用を保証するための保存をいう。

本計画に基づき、具体的な対策を行う際には、必要に応じて計画等を定めて実施するものとする。

なお、本計画の計画期間は令和 7 年度までとし、必要に応じ改訂を行うものとする。

3　目的

当館は、国立図書館として、国民の文化的財産・知的資源としての国内出版物を収集・保存し、後世に伝えるという役割を担っている。この役割を果たすため、当館は、所蔵するパッケージ系電子出版物、インターネット資料・オンライン資料、デジタル化資料等（以下「デジタル資料」という。）を永く保存し、長期的な利用を保証するために必要な施策を講ずる。

4　対象資料

本計画で対象とするデジタル資料は、次に示すものとする。各資料の数量は別表を参照のこと。

(1) パッケージ系電子出版物

当館が、納本制度等により、物理的媒体の形式で収集したフロッピーディスク、CD、DVD、Blu-ray Disc 等の電子出版物

(2) インターネット資料・オンライン資料

当館が、インターネット資料収集保存事業によって収集したウェブサイト等のインターネット資料及びオンライン資料収集制度によって収集したオンライン資料

(3) デジタル化資料等

当館が作成又は他機関等から収集した、デジタル化資料[1]（保存用データを含む。）及び図書館資料と同等の内容をもつデジタル成果物[2]で（1)、(2）に該当しないもの並びに当館が保存のために作成した（1）の複製物

5　基本方針

(1) デジタル資料のデータの破損・欠損を防止し、長期的な利用を保証するため、組織全体として取組を進める。

(2) 媒体のぜい弱性、再生装置の入手困難化及び再生ソフトウェア等技術の陳腐化を、当館の基本的役割に係る重要な課題と位置付けて対応に取り組む。

(3) 保存対策を実施するデジタル資料の優先順位は、次の判断基準を基に総合的に判断し、決定することとする。媒体や資料群としての判断のほか、劣化状況等に応じて個体単位で保存対策を実施することがある。

① 再生環境の陳腐化並びに媒体の脆弱性及び劣化状況に応じた保存の緊急性

再生装置・ソフトウェアが陳腐化し入手困難となっている資料、媒体の特性上脆弱なもの、劣化が進行している資料

② 唯一性・希少性

他媒体との内容の重複がない資料、他機関における所蔵が確認できない資料

③ 長期保存への社会的ニーズ

長期保存への社会的ニーズがあり、当館の使命、他機関との役割分担等に照らして当館が対策を行うことが妥当な資料

④ 保存のための対策手段の確立状況及び対策に要するコスト

保存対策の技術的手段及び利用提供方法が確立している資料並びに保存対策の実施に要するコストが過大とならない資料

(4) (3) の判断基準に基づき、まずパッケージ系電子出版物について保存対策を実施する。なお、予防的対策として、デジタル化資料等の作成時においても、保存対策の観点に留意するものとする。

(5) 保存対策に当たっては、資料の特性、再生環境の有無及びその他の状況を踏まえ、媒体変換[3]、ファイルフォーマット変換等のうち最適な手段を選択して実施する。

なお、保存対策においては、媒体変換、ファイルフォーマット変換等を総称して「マイグレーション」という。

(6) この分野における国際的標準化の動向を注視し、可能な範囲で標準化活動にも参画する。国

---

[1] アナログ媒体資料の代替として利用に供するため、画像・音声・動画等の形式で当該アナログ媒体資料をデジタル化したもの

[2] デジタル形式の画像・音声・動画・テキスト等

[3] 媒体変換には同種の媒体への移行を含む。

際規格その他既存の標準にできるだけ準拠する。

(7) デジタル資料の長期保存に係る議論に積極的に関与し、取組の必要性について周知・啓発に努める。当館における実践内容を広く発信する。

6　保存対策

デジタル資料を長期に保存し、利用を保証するための対策として、次の事項を実施する。具体的な実施策は、7に記載する調査研究の成果も踏まえ、決定する。

(1) 資料の状態検査

所蔵資料[4]の状態を継続的に検査し、適切な基準に基づきリスク評価を行う。特に、所蔵数が多く劣化状況の個体差が大きい光ディスクについて、検査手法の検討及び体制の整備を進め、検査を実施する。

(2) メタデータの整備

長期保存のために必要なメタデータを保存対象の内容とともに保存する。さらに、望ましいメタデータ（保存対策前の原資料に係るメタデータを含む。）のデータ項目、データ保管方法、整備体制等について検討を行いつつ、整備を進める。

(3) 適切なファイルフォーマットの選択

デジタル資料作成時（アナログ資料のデジタル化、オンライン資料等のデジタル形式のコンテンツ作成等を含む。）には、長期保存の観点から適切なファイルフォーマットを選択する。ファイルフォーマットの選択においては、可能な限り、広く普及し、標準化されたフォーマットを選択する。

(4) マイグレーション等の実施

マイグレーション等の対策を本格的に実施する。ファイルフォーマットの変換を行うと資料の再現性の確保が困難となる等の場合には、データの読出し可能性の確保を優先し、原資料のファイルフォーマットを維持した媒体変換等を行った上で、再生環境を疑似的に再現するエミュレーション等の対策を検討する。

(5) 保存環境の整備

デジタル化資料やマイグレーション後のデータの保存に関し、標準的な技術を利用した保存媒体、保存方式等について検討を進め、データの破損・欠損を防ぐための合理的かつ安定的な保存環境を整備する。

(6) 再生環境の維持

長期的な利用保証を目的として再生装置の状態を定期的に確認し、必要に応じて修復・交換作業等を行う。

(7) 対策後の利用環境等の整備

マイグレーション等の対策後のデータを利用提供するために、システム・ハードウェア等の環境（エミュレーション・仮想化等による利用を含む。）を整備する。

(8) 原資料等の保存環境の維持

マイグレーション後の原資料及び保存対策の実施に至らない資料を適切な環境において保存する。

---

[4] 別媒体にマイグレーションした場合にはマイグレーション後の資料を含む。

⑼ 長期保存の必要性及び各種情報の周知

デジタル資料の長期保存の必要性、長期保存の観点からのデジタル資料作成時の留意点等、取組の成果を踏まえた関連情報に関して当館ウェブサイトその他の広報媒体を通じて適切に周知する。

7　技術的調査研究

デジタル資料への長期にわたるアクセスの保証を目的とし、具体的な保存対策の推進のため、次に掲げる事項について、適用可能性の高いと考えられる技術に関する調査研究を計画的に実施する。加えて、保存対策の長期的な検討に資するため、海外の長期保存システム等の技術動向について継続的に調査する。

① 保存媒体（光ディスク・ハードディスク等）の検査手法

② 長期保存の観点から望ましいファイルフォーマット

③ 長期保存のために必要なメタデータ項目及び保存システム等への実装方法

④ 媒体・コンテンツに応じたマイグレーション・エミュレーション手法（大量の資料を対象とした実施手法を含む。）

⑤ 標準的な技術を考慮した、合理的かつ安定的な保存環境（媒体、システム等）

⑥ マイグレーション後データの効果的な提供方法

8　連携・協力及び人材育成

電子情報保存に関する国際学術会議（iPRES）等の関連する会議・イベント等に職員を派遣し、継続的に情報収集に努めるとともに、国内外の関係機関、企業等との情報共有及び連携を促進する。あわせて、当館職員の長期保存に関する知識をかん養し、長期保存に係る人材育成及び専門性の向上を図る。

9　進捗管理等

デジタル資料の長期保存は、当館として部局横断的・全館的に取り組むべき課題であり、電子情報部門、収集・書誌・資料保存部門及び利用提供部門が連携して施策を実施する。本計画に係る調整及び進捗管理は、電子情報部が行う。

なお、調査研究については、具体的な保存対策に係る領域は関西館が、技術的実証実験を伴う領域は電子情報部がそれぞれ担当するが、実施に当たっては両者が密接に協力して進めるものとする。

（別表）

デジタル資料の所蔵数（令和元年度末時点）

	種類	数量（概数）	データ量
パッケージ系電子出版物	磁気ディスク（フロッピーディスク等）	12,400 点	―
	CD、DVD、Blu-ray Disc	873,400 点	
	その他光ディスク（MD 等）、半導体メモリ等	4,600 点	
	計	890,400 点	
インターネット資料・オンライン資料	インターネット資料	177,000 件	1678.6TB
	オンライン資料	1,247,000 点	1.5TB
デジタル化資料等	画像	2,772,000 点	150.9TB
	音声・動画（DAISY 含む）	75,000 点	
	その他（点字データ）	2,000 点	
	計	2,849,000 点	

※ パッケージ系電子出版物の点数には、複本は含まれない。付属資料（組み合わせ資料、付録等）は含まれている。

※ インターネット資料の件数は WARP 収集個体の累積保存数を示す。

※ オンライン資料及びデジタル化資料の件数はアイテム数を示す。

（令和 2 年 7 月調査）

参考資料７

令和５年７月
国立国会図書館

デジタル化資料の送信対象からの除外手続の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の拡大により、国立国会図書館並びに全国各地の大学図書館及び公共図書館が一時休館となるなど、図書館を通じた資料・情報へのアクセスが困難となった状況を背景に、国立国会図書館における資料デジタル化は、令和2年度以降措置された補正予算により大幅に進展しました。特に国内刊行図書については、令和3年度から4年度にかけて約60万冊のデジタル化を実施しました。今年度は約37万冊のデジタル化を実施する予定であり、平成7（1995）年までに刊行された国内刊行図書の大部分のデジタル化が完了する見込みです。このように、コロナ禍以前（国内刊行図書は概ね昭和43（1968）年刊行までのものをデジタル化）と比べて、デジタル化対象資料の刊行時期が新しくなってまいりました。

また、コロナ禍の影響を背景として、図書館向けデジタル化資料送信サービスに加え、令和3年著作権法改正により、昨年5月から個人向けデジタル化資料送信サービスを開始し、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の送信対象者を、登録手続を行い、利用規約に同意した個人に拡大しました。

国立国会図書館は、デジタル化や送信サービスへの取組において、図書館資料の利用を求める社会的要請に応えることと同時に、出版事業を阻害しないことが重要であると考えております。デジタル化の実施については、従来から「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」において、実施予定や進捗状況についてご説明し、出版関係団体や著作権者団体等のご理解を得つつ、進めております。図書館向けデジタル化資料送信サービス及び個人向けデジタル化資料送信サービスの送信対象資料を限定するための「除外手続」と「除外基準」は、同関係者協議会の合意事項に従っております。

しかし、その一方で、ご協力いただいている出版者の皆様からは、除外手続の負担増や、個人向けデジタル化資料送信サービスの出版市場への影響について、懸念するご意見もいただいております。

こうしたご意見は、国立国会図書館としても真摯に受け止めております。特に、除外手続は、市場への影響を避ける要であるにも関わらず、デジタル化が大幅に進展したことによる確認対象の拡大や、デジタル化対象資料の刊行時期が近年のものとなってきているという事態に対応した運用の見直しが十分ではなく、ご負担をおかけしてしまったと考えております。

このため、国立国会図書館では、出版者の皆様の負担軽減を図りつつ、除外対象をより広範に把握することを目指し、除外手続の運用改善策をまとめました。具体的には、下記

のとおり、入手可能性調査の対象データの拡大、事前除外手続の期間延長・基準の運用改善、デジタル化事業の周知・広報についての見直しを行います。

引き続き、国立国会図書館のデジタル化事業、特にデジタル化資料に係る送信対象資料からの除外手続につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 入手可能性調査に使用するデータ範囲の拡大

国立国会図書館では、送信対象資料を入手が困難な資料に絞るため、「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」（別紙 1）に基づき、3 段階（①入手可能性調査、②事前除外手続、③事後除外手続（オプトアウト））の除外手続を行います。

このうち第 1 段階に当たる入手可能性調査は、送信候補資料のリストと民間の在庫情報のデータベース等を機械的に突合して入手可能な資料を除外するための手続です（別紙 2）。国立国会図書館は、入手可能性調査の後、送信候補資料のタイトル、著者、出版者等別の一覧を国立国会図書館ホームページ上で公表しております。出版者による除外すべき資料の確認手続（「事前除外手続」「事後除外手続」）は、この入手可能性調査を完了した公表リストにより、実施していただいています。

今後は、図書（書籍）の入手可能性調査において、著作権等管理事業者である出版者著作権管理機構（JCOPY）、日本複製権センター（JRRC）及び学術著作権協会（JAC）の管理対象資料のデータを新たに使用いたします。なお、雑誌については、既に、これらのデータを使用しています。個々の資料又は同内容の著作物の著作権がこれらの著作権等管理事業者により管理されている場合には、その資料を入手可能性調査の時点で送信対象資料から除外します。

2. JPRO データによる精度の高い入手可能性調査の実現

令和 6 年以降の入手可能性調査においては、一般社団法人日本出版インフラセンター出版情報登録センター（JPRO）のデータを活用します。これにより、より精度の高い入手可能性調査の実現を目指します。

3. 事前除外手続の期間・基準の運用に関する改善

（1）手続期間の延長

現在 5 か月間としている②の「事前除外手続」の手続期間を送信候補資料の数量に応じて、延長します。送信候補資料の点数が多い場合には、現在の 5 か月間よりも長い手続期間を設定します。具体的な延長幅については、関係者にヒアリングを行った上で決定いたします。

（２）事前除外手続の申出期限における柔軟な対応の徹底

まず、出版者等から申出を受けた資料が現在入手可能であること、あるいは近い将来（おおむね３か月を目途）に入手可能となることを、出版者のホームページ等に公表していただくことで、送信対象から除外となることが改めて分かりやすいように周知いたします。

次に、申出時点で入手可能性等が確認できない場合であっても、再版・再刊の準備状況等を出版者から個別に丁寧に伺い、事前除外の申出期限が到来したことだけをもって、送信対象資料であると決定することがないよう対応いたします。出版者のホームページへの掲載が遅れている、著作権等管理事業者への登録手続中であるなど個別の事情があり、送信開始予定日までに除外手続が終了しない場合には、その資料の送信を保留するなどの対応をとります。

また、電子書籍化やオンデマンド出版刊行等の時期を明確に示すことができない場合（例えば、年内に復刊予定等）には、一定期間後に入手可能性を改めて国立国会図書館で確認することを条件に送信を保留します。

事前除外手続に関する問合せ等があった際には、丁寧な説明を行います。

4.　デジタル化事業の周知、広報の工夫

各出版関係団体等に対して、加盟各社への周知、広報へのご協力を引き続きお願いするとともに、メーリングリストの設置等のご協力を呼び掛け、除外手続や国立国会図書館ホームページで公表している送信候補リスト等に関し、メールによる各出版者への直接の周知を図ります。

また、国立国会図書館が２年に１度開催している除外手続の説明会（今年度開催予定）において、除外手続について広くご説明を行います。これ以外にも個別の出版関係団体等からご要望をいただいた場合には、各団体等向けに別途除外手続に関する説明会の開催を検討いたします。

以上

（別紙 1）

平成 24 年 12 月 10 日国図電 1212041 号
改正　平成 31 年　1 月 24 日国図電 1901151 号
改正　令和 3 年 12 月 3 日国図電 2111253 号
改正　令和 5 年 6 月 1 日国図電 2305161 号

国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項

資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 31 条第 7 項の規定に基づく国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関し、以下のとおり合意する。ただし、本文書に定める内容は、必要に応じ資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会において協議し、変更することができるものとする。

１　国立国会図書館からの送信先となる図書館等（以下「送信先機関」）の範囲

（１）送信先機関の範囲

送信先機関の範囲は、著作権法第 31 条第 7 項の規定により国立国会図書館が送信可能な図書館等とする。

（２）送信先機関の登録制度

現行の図書館間貸出制度に準じた登録制度（閲覧利用及び複写利用の 2 種類）を設ける。図書館間貸出制度の加入手続と同様に、一定の要件を確認の上、国立国会図書館が承認する手続とする。また、送信先機関は、定期的に登録制度に係る要件を再確認し、国立国会図書館に対し、要件の変更の有無を連絡する。

なお、加入の承認に当たっては、図書館法第 2 条に定められている私立図書館等の存在に留意し、送信先機関の設置趣旨や目的等に照らして適切な運用を行うこととする。

２　国立国会図書館からの送信対象となる資料（以下「送信対象資料」）の範囲

（１）送信対象資料

送信対象資料は、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、入手困難な資料とする。

入手困難な資料とは、流通在庫（出版者、書店等の市場）がなく、かつ商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難である資料とする。ただし、オンデマンド出版されている資料及び電子書籍として流通している資料は、現に商業的に流通している事実を踏まえ、入手可能なものとして扱う。

（２）送信対象候補とする資料

送信対象候補とする資料は、以下のとおりとする。

① 図書：戦前の資料は、送信対象候補とする。戦後の資料については、入手困難とした資料に限定し、送信対象候補とする。ただし、住宅地図は除外する。また、漫画については、電子書籍市場に及ぼす影響に鑑み、取扱いを留保する。

② 雑誌：官庁出版物は、送信対象候補とする。その他の資料は、著作権等管理事業者により著作権が管理されている資料を除き、送信対象候補とするが、商業出版社に係る資料については、関係者と合意が得られたものを除き取扱いを留保する。

③　博士論文：出版されているものを除き、送信対象候補とする。ただし、主論文が出版されておらず、参考論文等付随する論文のみが出版されている場合、付随する論文を除外する。

（３）除外手続

送信対象を入手困難な資料に限定するため、以下の 3 段階の除外手続を行う。

①　入手可能性調査

国立国会図書館は、送信の準備作業として、デジタル化資料（取扱いを留保するものを除く。）を対象に入手可能性調査を実施する。具体的には、対象リストと出版目録、オンデマンド出版に係る目録及び電子書籍に係る目録との突合を行い、入手可能なものを除外する。出版目録については、文庫化等の著作物単位での判定も可能な範囲で実施する。出版計画の有無については、調査の段階では、考慮しない。なお、戦前までの刊行分については、本調査を省略する。

※雑誌及び博士論文についても、これに準じた調査を行う。

②　事前除外手続

国立国会図書館は、①の突合を行った後、送信対象候補資料のタイトル、著者等の一覧を公表する。著作権者（その許諾を得た者を含む。以下③において同じ。）又は出版権者（著作権法第 79 条の出版権の設定を受けた者をいい、当該者から複製許諾又は公衆送信許諾を得た者を含む。以下③において同じ。）は、市場において流通している場合や具体的な出版計画がある場合には、国立国会図書館に、個別に当該資料を指定する方式で、送信対象からの除外を申し出、調整を行う。国立国会図書館は、申出により除外された資料を除き、送信対象を決定する。また、当該資料の著作者から除外申出があった場合も、国立国会図書館は当該資料を送信対象から除外する。

③　事後除外手続（オプトアウト）

送信開始後、具体的な出版計画が新たに生ずる等の要因により、追加的に送信対象から除外する必要が生じた場合、著作権者又は出版権者（（4）除外基準③においては当該資料の著作者）は、国立国会図書館に、その旨の申出を行い、調整を行う。また、国立国会図書館は、送信開始後においても、定期的に入手可能性調査を実施することとし、送信対象（候補）資料のリストを維持し、更新する。

（４）除外基準

事前除外手続及び事後除外手続において、除外申出があった場合、以下の要件を国立国会図書館が確認し、いずれかを満たす場合に、除外を行うものとする。

①　当該資料又は同内容の著作物が市場（オンデマンド出版及び電子書籍市場を含む。）において流通している場合（おおむね 3 か月を目安として流通予定であることを公開情報により確認した場合を含む。）

②　当該資料又は同内容の著作物の著作権が著作権等管理事業者により管理されている場合

③　当該資料の著作者から送信利用の停止の要請があった場合（請求者適格の確認により、停止措置をとる。）

なお、経済的利益以外の正当な理由（人権侵害、個人情報保護等）により、送信利用

の停止の要請があった場合は、国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則（平成28 年国立国会図書館規則第 2 号）に基づく資料利用制限措置をとるか、とる場合にはその内容について検討する。

３　国立国会図書館からの送信データの利用方法

（１）送信先機関における利用方法の基本的枠組み

送信先機関の利用者は、図書館等の館内に設置された特定の端末から、セキュリティの確保された方式により、国立国会図書館のサーバーにアクセスし、コンテンツの検索及び閲覧を行うことを想定する。送信先機関は、著作権法で認められた範囲において、複写サービスを実施する。

（２）所蔵部数を超える同時閲覧制限

同時閲覧数については、制限をしないこととする。

（３）送信先機関の遵守すべき要件や責務等

送信先機関に求められる管理義務等の運用上の要件は、以下のとおりとする。国立国会図書館は、これらの要件を遵守することを確約した送信先機関に対して、送信を実施する。

①　認証情報の適切な管理

送信先機関は、国立国会図書館のサーバーにアクセスするための認証情報（ID・パスワード等）を適切に管理する。

②　機器及びネットワーク等の準備及び適切な管理

送信先機関は、送信されたデータの閲覧及び複写に必要な機器及びネットワーク等を準備する。また、閲覧機器については、送信先機関の職員が施設内で適切に管理する。

③　閲覧サービスの適切な運用

送信先機関職員は、利用者からの閲覧の申込みの都度、当該利用者が送信先機関の登録利用者であることを確認し、必要な認証を行った上で、デジタル化資料を閲覧に供する。

④　複写サービスの適切な運用

送信先機関は、著作権法第 31 条第 7 項第 1 号に基づき、著作権保護期間内の著作物を複写する場合、以下の点に留意する。

（ア）複写主体

送信先機関における複写物の作成は、利用者ではなく、送信先機関が行う。

（イ）利用者本人の意思

送信先機関は、複写が利用者本人の意思に基づくものであることを確認する。

（ウ）複写記録の作成

送信先機関は、複写の記録（複写の日時、資料名、請求記号、複写箇所等。個人情報を除く。）を作成し、最低 1 年間保存するものとする。必要に応じ、国立国会図書館の照会に対し、提出する。

⑤　不適切な利用の監視・注意喚起

送信先機関は、閲覧機器の施設外への持出、閲覧機器に対する外部持込機器（利用者のノートパソコン、USB メモリ等）の接続、画面キャプチャ、カメラ撮影、スキャニング等の不適切な利用について、監視・注意喚起する義務を負う。

（４）送信システムの要件

国立国会図書館が送信先機関への送信に際し、採用するシステム（以下「送信システム」という。）は、以下の要件を満たす方式とする。

①　認証方式の採用

送信システムは、コンテンツの閲覧及び印刷に際し、適正な送信先機関からの要求であるかどうかを確認するため、適切な認証処理機能を有するものとする。

②　コンテンツの保護

送信システムでは、コンテンツ自体に技術的保護を施し、かつ、コンテンツが送信先機関の閲覧機器に可能な限り残存しない方式を用いる。

③　施設内での限定利用

送信システムは、コンテンツの利用を施設内に限定するため、閲覧機器が送信先機関の適正なネットワークに接続された端末であることを、ネットワーク上のアドレス等により、確認する機能を有するものとする。

④　フットプリントの付加

送信システムは、不正な二次利用を抑止するため、複写物にフットプリントを付加する機能を有するものとする。

⑤　新規技術の考慮

送信システムに係る技術は、現状、必ずしも成熟していないことから、将来的により高度な技術が採用可能な場合には、一定の実証等を踏まえた上で、適切な方式の採用を検討する。

（５）外国の送信先機関における利用

外国の送信先機関における送信データの利用については、国内の送信先機関と同一の範囲内とする。

４　その他

（１）利用統計の公表

国立国会図書館は、送信対象資料に係る利用統計を国民に公表する。

（別紙 2）

現状の入手可能性調査で用いているデータベースについて

入手可能性調査で用いるデータベースについては、現状、以下のとおり運用しています。

1　入手可能性調査（図書）に用いるデータベース及び作業フロー

調査データベースの一覧と、作業フローは以下のとおりです。

（1）入手可能性調査（図書）に用いるデータベース

データベース名	突合キー	調査目的
e-hon[1]	②　ISBN ②「タイトル」「著者（ない場合は出版者）」	著作物の流通の確認
Honya Club[2]		
万能書店		オンデマンド出版流通の確認
Amazon プリントオンデマンド		
Books		電子書籍流通の確認

（2）入手可能性調査（図書）の作業フロー

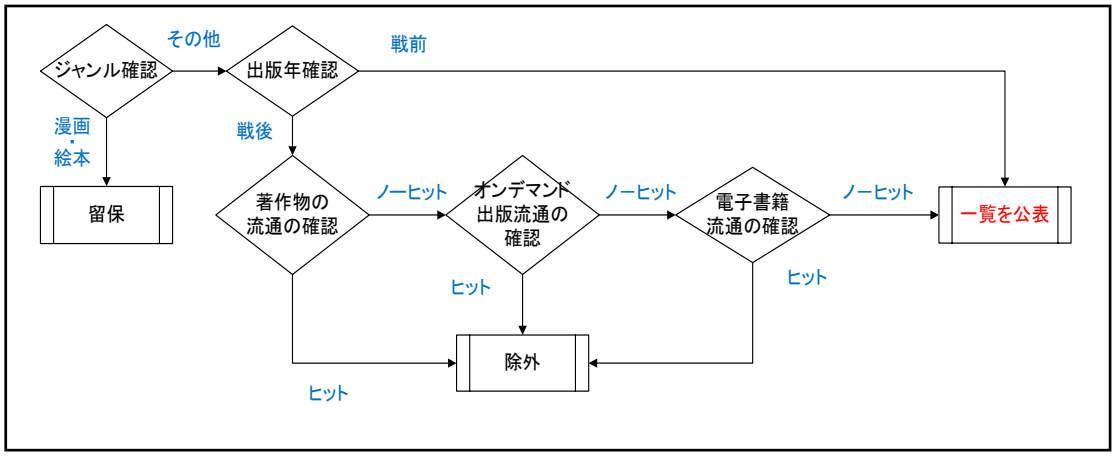

2　雑誌及び博士論文の入手可能性調査について

雑誌については、個々のタイトルの出版物について①著作権管理[3]の有無及び②商業出版社[4]の該当性を調査し、該当しないものを送信候補としています。

博士論文については、NDL サーチを用いて当該論文以外の同一タイトル同一著者の資料が存在しないものを送信候補としています。

---

[1] 入手可能と推定される資料にはカートのボタンが表示されるため、それをもとに入手可能性が判断可能である。

[2] 検索結果に在庫状況が表示されるため、入手可能性が判断可能である。

[3] 出版者著作権管理機構（JCOPY）、日本複製権センター（JRRC）、学術著作権協会（JAC）で管理されているデータと突合している。

[4] 『出版年鑑 2012』掲載の出版社（約 4,300 社）をベースに、それに掲載されていない出版社を各出版関連団体の HP で毎年調査し、リスト化している。ただし、出版を業として行っていない公益法人等は除いている。このため、原則的に現存している出版社が留保の対象となる。